

第5章

横須賀市役所における取り組み (市役所事務事業編)



横須賀市立汐入小学校5年 徳植 彩夏さん
平成22年度 環境ポスターコンクール 優秀賞
(学校名、学年は平成22年度)

1 これまでの取り組みについて

第5章では、横須賀市役所が一事業者として、事務・事業を執行する際に排出される温室効果ガスを削減するための取り組みについて記載しています。

横須賀市役所では、2001年(平成13年)3月に策定(2003年(平成15年)3月、2006年(平成18年)3月改定)した「実行計画」に基づき、市の事務・事業から発生する温室効果ガス排出量の削減のための取り組みを推進してきました。

また、これらの取り組みを環境マネジメントシステム(1999年度(平成11年度)から「ISO14001^{※13}」、2007年度(平成19年度)からは本市独自システムである「横須賀市環境マネジメントシステム(YES:Yokosuka Environmental management System)」)により、進行管理(点検・改善)をしてきました。

本計画においても、「横須賀市環境マネジメントシステム(YES)」を活用し、継続的な改善を行いながら、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを推進します。

(1) 「実行計画」における温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況

「実行計画」では、市の事務・事業から発生する温室効果ガス排出量について、1998年度(平成10年度)を基準年度として2006年度(平成18年度)から2010年度(平成22年度)までの5年間の平均で、6.2%削減することを目標としてきました。

これは、市役所内でのESCO事業^{※12}の推進、生ごみのバイオガス化などの施策を進めるとともに、各部局においては電力使用量の削減や事務用紙の有効利用などを実践し、目標を達成することとしていましたが、ESCO事業^{※12}の凍結、生ごみのバイオガス化の見送りなどにより、結果的に目標達成には至りませんでした。

しかしながら、各部局での日々の取り組みにより、表5-1のとおり、2008年度(平成20年度)実績では、基準年度比1.1%の削減ができました。今後も、こうした各部局による取り組みの継続や市の公共施設における省エネ設備への機器の更新などにより、温室効果ガス排出量の削減の取り組みを継続していきます。

表5-1 「実行計画」における温室効果ガス排出量と増減率 (単位：トン)

	温室効果ガス排出量	増減率(基準年度比)
1998年度(平成10年度): 基準年度	68,352	-
2006年度(平成18年度)	68,486	0.2%増加
2007年度(平成19年度)	68,302	0.1%削減
2008年度(平成20年度)	67,616	1.1%削減

【用語解説】

※12 ESCO事業: 47ページ参照

※13 ISO14001: 47ページ参照

(2) 対象となる温室効果ガスの種類と排出源

市の事務・事業から排出される温室効果ガスの種類の対象は、表5-2のとおり二酸化炭素(CO₂)など6種類とします。

表5-2 対象となる温室効果ガスの種類と排出源

種 類	排出源	温室効果ガス排出量算定の対象
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の燃焼(公用車・ボイラー・暖房器具・動力・発電用施設など)	ガソリン、軽油、灯油、A重油、LPガス、都市ガスの使用量
	電気の使用	電気使用量
	一般廃棄物の焼却	一般廃棄物に混入した合成樹脂類(廃プラスチック類)の焼却量
メタン (CH ₄)	自動車の走行	公用車の走行距離
	下水の処理	下水浄化センターの下水処理量
	一般廃棄物の焼却	一般廃棄物の焼却量
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼(ディーゼル機関、自動車は除く)	軽油、A重油
	自動車の走行	公用車の走行距離
	下水の処理	下水浄化センターの下水処理量
	一般廃棄物の焼却	一般廃棄物の焼却量
	麻酔剤の使用	病院での麻酔剤(笑気ガス)使用量
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	カーエアコンからの漏出	HFC-134aが封入された公用車の台数
	消火設備からの排出	HFCsを利用した消火剤の排出量
パーフルオロカーボン (PFCs)	カーエアコンの使用	PFCsが封入されているカーエアコンを搭載した公用車の台数
六フッ化硫黄 (SF ₆)	SF ₆ が封入されている電気機械器具の使用	SF ₆ が封入されている電気機械器具の使用台数

(3) 見直しのポイント

①削減目標

「実行計画」の基準年度および目標年度を見直し、各部局によるこれまでの取り組み結果や今後の省エネ設備導入の予定などを勘案して、実現可能な数値を削減目標として設定します。

また、横須賀市役所が一事業者としてエネルギー使用量などの実績報告や中長期計画策定が義務付けられた、「地球温暖化対策の推進に関する法律^{※2}」や「エネルギーの使用の合理化に関する法律^{※7}」、「神奈川県地球温暖化対策推進条例^{※4}」にも対応できるものとします。

②基準年度および目標年度

基準年度については、第4章「市域施策編」と合わせ、1990年度(平成2年度)とした場合には、1990年度(平成2年度)の温室効果ガス排出量の実績値が把握できないこと、また、施設などの状況も大きく変わっていることから、「市役所事務事業編」では「市域施策編」の現状の年度と合わせて、2008年度(平成20年度)を基準年度とします。ただし、参考として1998年度(平成10年度)の実績データをもとに推計した1990年度(平成2年度)との比較も併記することとします。

なお、目標年度については、「市域施策編」と同じ2021年度(平成33年度)とします。

③対象施設の考え方の見直し

「実行計画」と同様に、指定管理者施設^{※39}および維持管理などを委託している施設については、市職員が常駐せず施設の管理が直接できないことから計画の対象外とします。

しかし、「エネルギーの使用の合理化に関する法律^{※7}」などの法令においては、これらの施設も対象となり、市としてエネルギー管理を行うことが必要となりました。このため、参考として、これらの施設などを含めた温室効果ガス排出量および増減率などを併記することとします。

【用語解説】

※2 地球温暖化対策の推進に関する法律：3ページ参照

※4 神奈川県地球温暖化対策推進条例：5ページ参照

※7 エネルギーの使用の合理化に関する法律：20ページ参照

※39 指定管理者施設：営利法人・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に管理・運営を代行させている公の施設。

④施設別温室効果ガス排出量の推計

市役所本庁舎などの主な市の施設については、引き続き「横須賀市環境マネジメントシステム(YES)」により、削減目標に向けた取り組みの実践および検証などを行います。

なお、廃棄物処理施設(焼却施設)の温室効果ガス排出量については、2019年度(平成31年度)からの稼動を予定している新工場を含め、2011年度(平成23年度)からの「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(計画期間は2021年度(平成33年度)までの11年間)に基づき推計します。

また、上下水道施設(浄化センターなど)については、2011年度(平成23年度)からの「水道事業・下水道事業マスタープラン(2011～2021)※40」に基づく取り組みによる温室効果ガス排出量などを推計します。

【用語解説】

※40 水道事業・下水道事業マスタープラン(2011～2021)：水道サービスと下水道サービスの「いつでも安心して使える止まらない水道・下水道」を経営の目的とし、さまざまな角度から水道事業と下水道事業に取り組むべき基本方針を示したもの。

2 市役所事務事業編における基本的事項

(1) 基準年度および目標年度

「市役所事務事業編」における基準年度および目標年度は、次のとおりとします。

①基準年度・・・2008年度(平成20年度)(参考として、1990年度(平成2年度)を併記)

②目標年度・・・2021年度(平成33年度)

③計画期間・・・2011年度(平成23年度)～2021年度(平成33年度)の11年間

なお、計画の中間年にあたる2015年度(平成27年度)を目処に必要なに応じて計画の見直しを行うこととします。

(2) 温室効果ガス排出量の算出方法

①基準年度(2008年度(平成20年度))の温室効果ガス排出量

2008年度(平成20年度)にある施設の温室効果ガス排出量は、実績値を用います。

②2021年度(平成33年度)趨勢値

2021年度(平成33年度)趨勢値については、2008年度(平成20年度)の温室効果ガス排出量をもとに、このまま推移すると想定して推計していますが、今後、温室効果ガス排出量が変化すると推測される以下の2項目については、その増減分の推計を見込んでいます。

- ・「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に基づく廃棄物処理施設(焼却施設)のごみの焼却における温室効果ガス排出量
- ・「水道事業・下水道事業マスタープラン(2011～2021)^{*40}」に基づく上下水道施設(浄化センターなど)における活動による温室効果ガス排出量

③1990年度(平成2年度)の温室効果ガス排出量

参考として、1990年度(平成2年度)の温室効果ガス排出量を併記しますが、実績データがないため、把握している1998年度(平成10年度)の実績データをもとに推計します。

④削減目標の考え方

2021年度(平成33年度)における削減目標は、施設における設備更新(冷却塔やポンプなど)および設備の適正な運用(空調の効率的な運転管理など)、また各職場における環境配慮

【用語解説】

^{*40} 水道事業・下水道事業マスタープラン(2011～2021)：79ページ参照

への取り組みを確実に実践することで削減できる温室効果ガス排出量を算出し、目標として設定します。

(3) 市役所事務事業編の対象範囲

本計画での対象は、表5-3のとおり、施設の運営・管理・使用並びに事務の執行に関する全ての部局が範囲です。

また、指定管理者施設^{※39}については、原則対象外としますが、参考として指定管理者施設^{※39}を含めた排出量や増減率についても、併せて把握・公表することとします。

表5-3 各部局における主な施設など

部 局	施 設 な ど	【参考】主な指定管理者施設 ^{※39}
政策推進部		横須賀芸術劇場、文化会館など
総務部	本庁舎、職員厚生会館、共用倉庫、公用車車庫	
財政部		
市民安全部		
市民部	行政センター、コミュニティセンター、役所屋、消費生活センター	市民活動サポートセンター
福祉部	総合福祉会館	福祉援護センター、本町老人デイサービスセンターなど
健康部	中央斎場、浦賀火葬場、看護専門学校、保健所、動物愛護センター、健康安全科学センター	健康増進センター、市民病院、うわまち病院など
こども育成部	はぐくみかん、保育園、健康福祉センター、青少年相談センター、青少年会館、青少年の家、児童相談所	田浦青少年自然の家、療育相談センターなど
環境政策部		追浜公園など
資源循環部	リサイクルプラザ、南処理工場、資源循環第1・2・3事務所 など	
経済部		産業交流プラザ、勤労福祉会館
都市部		
土木部	渡船待合所、西資材置場、自転車保管場所、道路維持センター	自転車等駐車場など
港湾部		港湾緑地、深浦ポートパークなど
上下水道局	水道施設(浄水場ほか)、下水処理施設(浄化センターほか)	
消防局	消防庁舎、消防署(分署、出張所を含む)	
教育委員会	万代会館、婦人会館、文化財収蔵庫、教育研究所、中央・児童・北・南図書館、自然・人文博物館(出先の施設を含む)、美術館、市立学校および市立幼稚園	くりはま花の国、総合体育会館など
選挙管理委員会		
監査委員事務局		
市議会事務局		

【用語解説】

※39 指定管理者施設：78ページ参照

(4) 削減目標

「市役所事務事業編」での削減目標を次のとおりとします。

市の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量を2021年度(平成33年度)に基準年度(2008年度(平成20年度))比で5%削減することをめざします。

なお、この目標は、1990年度(平成2年度)比で1.1%の削減となります。

①指定管理者施設^{※39}の取り扱いについて

指定管理者施設^{※39}における事務・事業から発生する温室効果ガス排出量については、対象外とします。これは、環境省の「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る実行計画策定マニュアルおよび温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン(平成19年3月)」では、他に委託して行う事務・事業は原則として算定の対象外としているためです。

しかしながら、「エネルギーの使用の合理化に関する法律^{※7}」では、指定管理者施設^{※39}も市がエネルギー管理を行うこととなっていることから、「市役所事務事業編」においては、指定管理者施設^{※39}を含めた温室効果ガス排出量についても、参考として、併せて把握・公表をしていきます。

なお、指定管理者施設^{※39}を含めた増減率は、

2008年度(平成20年度)比で4.4%の削減

1990年度(平成2年度)比で9.2%の増加となります。

②温室効果ガス排出係数

温室効果ガス排出係数の取り扱いについては、「市役所事務事業編」においては目標に対して実際の活動の状況(活動量)を把握・評価・見直しを行っていくことから、計画期間中の排出係数を一定とすることとします。

なお、「市域施策編」においては毎年度の排出係数を使用して温室効果ガスを算定しているため、「市役所事務事業編」においても参考として毎年度の排出係数を使用した数値を併せて把握・公表をしていきます。

【用語解説】

※7 エネルギーの使用の合理化に関する法律：20ページ参照

※39 指定管理者施設：78ページ参照

表5-4 温室効果ガス排出量と増減率

(単位：トン)

指定管理者 施設の取扱い	1990年度 (平成2年度)	2008年度 (平成20年度)	2021年度 (平成33年度) 【現状趨勢】	削減量	2021年度 (平成33年度) 【目標】	増減率	
						対1990年度 (平成2年度)	対2008年度 (平成20年度)
含む	69,748	79,683	82,734	3,533	76,150	+9.2%	-4.4%
除く(※)	63,198	65,798	68,849	3,290	62,508	-1.1%	-5.0%

※2010年度(平成22年度)現在、指定管理者施設となっている施設分の温室効果ガス排出量を除いた値となっています。

3 推進のための取り組み

(1) 全ての部局(施設)に共通した取り組み

「市役所事務事業編」における温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために、各部局でさまざまな取り組みを確実に実践し、その活動を進める必要があります。

ここでは、「市域施策編」と同様に5つの「施策の方針」ごとに、すべての部局(施設など含む)で共通して取り組む事項を整理します。

施策の方針1 再生可能エネルギーの導入・省エネルギーの推進

ア. 再生可能エネルギーの導入と普及促進

- ・市の施設へ太陽光発電などの新エネルギーを利用した設備の導入に努めます。
- ・市の公用車にEV(電気自動車)など、クリーンエネルギー自動車を積極的に導入します。
- ・市内における新エネルギー導入推進に関する体制整備を進めます。

イ. 照明の使用削減

- ・昼休みの間は、市民対応窓口などを除き、事務室などの不要な照明を消します。
- ・始業前や残業時、休日出勤時は、必要な場所のみ照明を使用します。
- ・トイレや会議室など断続的に使用する場所の照明は、使用後は消します。
- ・各職場の最終退出者は、消灯を確認します。
- ・照明器具は用途や場所を考慮しつつ、消費電力の少ないLEDなどを採用します。

ウ. 電気機器などの使用削減

- ・昼休み、会議時などパソコンを長時間使用しないときは、電源を切ります。
- ・事務室などのパソコンの電源は、退庁時にコンセントからプラグを抜きます。
- ・複写機は昼休みに節電モードにし、使用後は省電力状態にします。
- ・電気を使用する事務機器の購入時は、原則として省エネルギー性能の高い製品を選びます。
- ・電気製品を使用しない時は、待機電力削減のため、原則としてプラグをコンセントから抜きます。

エ. 冷暖房・空調温度の管理、冷暖房負荷の軽減など

- ・冷暖房の設定温度は、冷房28℃、暖房19℃(*)を目安に適切な温度管理を行います。
- ・外気の導入や換気を必要に応じて行い、室内温度の調整を図ります。
- ・ブラインド、カーテンなどを有効に利用して、日差しの調整を行います。

* 暖房温度は「20℃」に設定することが一般的には推奨されていますが、より高い目標として「19℃」に設定することとしています。

オ. エレベーターの使用、運転管理

- ・エレベーターの使用を控え、上下3階程度は階段を利用します。
- ・夜間など利用者の少ない時間帯は、エレベーターの運転台数を抑制します。

カ. 給湯器などの使用、管理

- ・給湯器は、温度を調整するなど、適切な運転管理に努めます。
- ・使用する給湯器は、できるだけ省エネ型のものを選択します。

キ. 省資源、資源の有効利用

- ・日常的な節水や水漏れの定期的な点検など、水使用の有効利用を図ります。
- ・不要紙の裏面利用を徹底するなど、用紙類の有効利用に努めます。

ク. 業務の効率化、労働時間の短縮化

- ・ノー残業デーにおける定時退庁の徹底を図ります。
- ・業務の効率化や定時退庁に努め、照明などの電気使用量を削減します。

施策の方針2 低炭素型都市の構築

ア. 低燃費車、クリーンエネルギー自動車の導入および自動車利用の工夫

- ・公用車の購入・更新の際は、原則として低燃費車やEV(電気自動車)を導入していきます。
- ・公用車(消防車などの特殊車両を除く)のEV(電気自動車)導入を進めます。
- ・公用車の走行ルートの合理化や相乗りなど、公用車の効率的利用を図ります。
- ・駐停車時のアイドリングストップを実践するなど、エコドライブ^{※20}を徹底します。

【用語解説】

※20 エコドライブ：50ページ参照

イ. 緑化などの促進

- ・市の施設の敷地内緑化および屋上緑化・壁面緑化などにより公共施設の緑化に努めます。

ウ. 過度な自動車依存からの脱却

- ・公共交通機関を優先的に使用します。
- ・近隣への移動などは、できる限り徒歩または自転車の利用を推進します。

エ. 施設の整備および管理における取り組み

- ・建物の断熱性の向上、自然光の有効活用など建築物のエネルギー使用の抑制を図ります。
- ・照明器具の定期的な清掃や空調機器からのフロン類の漏えい防止など維持管理に努めます。

施策の方針3 循環型都市の形成

ア. ごみの減量

- ・使い捨て製品を使用しないよう努めます。
- ・マイ箸、マイカップ、マイバックを使用するよう努めます。

イ. 事務用品・備品の適正な使用

- ・物品などは計画的に購入し、適切な在庫管理を行います。
- ・事務用品の共有化および再利用を図ります。
- ・物品の修繕利用など、無駄のない使用に努めます。
- ・庁内掲示板などを活用し、備品の効率利用を行います。

ウ. リサイクルの推進

- ・古紙や缶、びん、ペットボトルなどの分別収集・リサイクルを徹底します。
- ・プラスチック製容器包装などの分別を徹底します。

エ. グリーン購入の推進

- ・紙類、文具類などの製品やサービスの調達にあたっては、「横須賀市グリーン購入調達方針」に定める判断基準に適合するものを調達します。
- ・リターナブル容器の製品を優先的に購入します。
- ・エアゾール製品(スプレー缶など)は、代替フロンが使用されていない製品を選択します。
- ・公共工事などにおいて、資材などの購入の際には環境負荷の少ないものの調達に努めます。

施策の方針4 地球温暖化適応型都市の構築

ア. 雨水利用などの促進

- ・ 雨水を有効利用する設備を導入するなど、雨水や再利用水の使用を推進します。
- ・ 節水型設備の導入を進めます。

施策の方針5 市民・事業者・行政が連携して取り組める環境の醸成

ア. 横須賀市地球温暖化対策地域協議会^{※8}との連携

- ・ 市民、事業者などで構成される「横須賀市地球温暖化対策地域協議会^{※8}」と連携・協力し、地球温暖化対策を推進します。
- ・ 「横須賀市地球温暖化対策地域協議会^{※8}」の活動の支援を行っていきます。

イ. 環境教育・環境学習の推進

- ・ 市民や事業者と連携・協力し、環境教育・環境学習を推進します。
- ・ 知識や経験のある市民ボランティアと協力し、環境教育・環境学習を推進します。

(2) 特定事業における取り組み

ア. 一般廃棄物処理

エネルギーの有効利用の推進

- ・ 燃せるごみの焼却により生じる余熱を活用し、施設内の機器・設備などへ電力や熱を供給します。
- ・ 燃せるごみの焼却により生じる余熱を活用し、発生した余剰電力を電力会社へ売電します。
- ・ 新たな廃棄物処理工場(焼却施設)の建築時には、環境負荷の少ない(温室効果ガス排出量の少ない)設備を導入します。

イ. 水道

新エネルギーの導入・省エネルギーの推進

- ・ ポンプの効率的な運転方法により、電力使用量を削減します。
- ・ 浄水場、ポンプ所などの施設の更新時には、省電力設備の導入に努めます。

【用語解説】

※8 地球温暖化対策地域協議会：28ページ参照。

ウ. 下水道

新エネルギー・省エネルギーの推進

- ・ポンプの効率的な運転方法により、電力使用量を抑制します。
- ・浄化センター（下水処理場）、ポンプ場などの施設の更新時には、省電力設備の採用を推進します。

廃棄物などの資源化および再利用の推進

- ・下水道汚泥の焼却灰のスラグ化など、有効活用する取り組みについて研究していきます。
- ・処理水の再利用については、継続的に実施していきます。